## 業務委託契約書(案)

1	L 委託業務名 水道施設台帳システム再構築業務								
2	場 所 吹田市南吹田3丁目3番60号ほか								
3	履行期間	令和	7年 12	月 8日	カゝ	5			
3		令和	9年 3,	月 15日	ま	で			
4	業務委託料	金		円					
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)									
5	契約の保証								
☑ 第5条第1項第 号									
(契約保証金等の額は、業務委託料の100分の10に相当する額以上とする。)									
6	6 適用除外条項 第36条、第37条、第38条								

上記の委託業務について、吹田市(以下「発注者」という。)と〇〇〇〇(以下「受注者」という。)は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者は、記名押印の上、各自1通を保有する。

## 令和7年12月8日

発注者 名 称 吹 田 市

代表者 吹田市水道事業管理者職務代理者 吹田市水道部長 原田 有紀 印

受注者 所在地

商号

代表者

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第11条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意に よる専属的管轄裁判所とする。

(法令上の責任)

- 第2条 受注者は、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。 (指示等及び協議の書面主義)
- 第3条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。ただし、業務委託料、前金払及び部分払について、受注者が電磁的記録により請求する場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、同項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第4条 受注者は、発注者の指定する日までに設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。 (契約の保証)
- 第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。 ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後直ちにその保険証券を発注者に寄託しなけ ればならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値(有価証券の場合にあっては、時価の10分の8の額)、 保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の10以上としなければならない。ただし、発注者が、 特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第50条第 3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。 (権利義務の譲渡等の禁止)

- 第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、 貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場 合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第7条 受注者は、成果物(第39条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく 自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、 当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

- 第8条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、 又は請負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾 を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に 通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例(平成24年吹田市条例第50号)第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止措置を受けている者、 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成24年11月13日制定)に基 づく入札参加除外措置を受けている者及び第43条第11号のいずれかに該当する者を受任者又は下請負 人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第43条第11号のいずれかに該当する者を受任者又 は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。 (特許権等の使用)
- 第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

- 第9条の2 受注者は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める 登録意匠をいう。)を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物 を利用して完成した構造物(以下「本件構造物等」という。)に係る意匠の実施を無償で承諾するものと する
- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で 譲渡するものとする。

(調査職員)

第10条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を

変更したときも、同様とする。

- 2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項の うち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる 権限を有する。
  - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関す る指示
  - (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
  - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の 有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該 委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。 (管理技術者)
- 第11条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に 通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。 (照査技術者)
- 第12条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、 その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。 (地元関係者との交渉等)
- 第13条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があると きは、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。 (土地への立入り)
- 第14条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第15条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第8条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を発 注者の指定する日までに書面により発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第16条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第17条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能及び引渡場所は、設計図書に定めるところによるものとし、その引渡時期は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、直ちに発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与

品等を発注者の指定する目までに発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、 発注者の指定する日までに代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しな ければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

- 第18条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。 (条件変更等)
- 第19条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨 を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順 位

が定められている場合を除く。)。

- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、 直ちに調査を行わなければならない。
- 3 発注者は、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。) をとりまとめ、速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、発注者は必要があると認められる ときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(設計図書等の変更)

- 第20条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下本条及び第22条において「設計図書等」という。)を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。(業務の中止)
- 第21条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため 又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事 象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態 が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止 内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、 業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第22条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、 又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又発案に基づき設計図書等の変更を提案することができ ス
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等を変更しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、 履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第23条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第24条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第25条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注

者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第26条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合 には、発注者が定め受注者に通知する。

(業務委託料の変更方法)

第27条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

(臨機の措置)

- 第28条 受注者は、災害防止等のために必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。 ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置 をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第29条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第31条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第30条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第31条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を越えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下本条及び第49条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(業務の出来 形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録 等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち、発注者の負担すべき額について、発注者と受注者 とで協議して定める。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
  - (1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは、「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「発注者の負担すべき額」とあるのは、「発注者の負担すべき額(既に負担した額を差し引いた額とする。)」として同項の規定を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第32条 発注者は、第9条、第18条から第22条まで、第24条、第25条、第28条、第29条、前条又は第35条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(検査及び引渡し)

- 第33条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの 上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を行い、その結果を受注者に通知 しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格した旨の通知を受けたときは、速やかに成果物を発注者に引き渡さなけれ ばならない。
- 4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(業務委託料の支払い)

- 第34条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払 わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を越えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を越えた日において満了したものとみなす。

(引き渡し前における成果物の使用)

- 第35条 発注者は、第33条第3項又は第39条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、 成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(前金払)

- 第36条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律184号)第2条第4項に 規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の履行期限の時期を保証期限とす る同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託し て、吹田市公共工事の前払金に関する規則(昭和46年吹田市規則第26号)の規定に基づき、前払金の 支払いを書面により発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の変更その他の理由により業務委託料が増額された場合において、増加額が増額前の業務委託料の100分の20以上であるときは、その増額後の業務委託料の100分の30から受領済みの前払金額を差引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 発注者は、設計図書の変更その他の理由により業務委託料が減額された場合において、減少額が減額前の業務委託料の100分の20以上であるときは、受領済みの前払金額から減額後の業務委託料の100分の30を差引いた額(以下「前払金超過額」という。)を返還させることができる。この場合において、受

注者は、発注者から前払金超過額の返還請求があった場合は、請求の日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に前払金超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第37条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第38条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分引渡し)

- 第39条 成果物について、発注者が設計仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを 指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときに ついては、第33条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分 に係る成果物」と、第34条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、 これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第33条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第34条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第34条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
  - (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 指定部分に相応する業務委託料-指定部分に相応する前払金、部分払等の既払金額
  - (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 引渡部分に相応する業務委託料-引渡部分に相応する前払金、部分払等の既払金額 契約不適合責任)
- 第40条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した 方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第41条 発注者は、業務が完成するまでの間は、次条、第43条又は第43条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害

の賠償を書面により発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

- 第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告を し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したとき における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - (1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
  - (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (3) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
  - (5) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 第6条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
  - (2) 第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
  - (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - (4) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約を した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
  - (9) 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - (10) 第8条第6項の規定により発注者から契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
  - (11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を 供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている と認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアから才までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 第43条の2 発注者は、この契約に関し、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」

という。) 第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項(同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項に おいて準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又 は同法第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び 同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令 (以下「納付命令」という。)を受けたと き、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項 の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第2項第2号に該当すると認められた とき。
- (6) 第8条の規定に違反したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条 前3条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条 の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 第20条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第47条 第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

- 第48条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。 ただし、第39条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(第39条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第49条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第36条の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条、第43条、第43条の2又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第39条第1項又は第2項の規定による部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第41条、第45条又は第46条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第36条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金(第39条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条、第43条、第43条の2又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの

日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第41条、第45条又は第46条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により減失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する 業務の出来形部分(第39条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した 既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第8条第3項の規定により、受注者から業 務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注 者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければなら ない。
- 5 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用(以下本項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
  - (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等
    - この契約の解除が第42条、第43条、第43条の2又は次条第3項によるときは受注者が負担し、第41条、第45条又は第46条によるときは発注者が負担する。
  - (2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条、第43条、第43条の2又は次条第3項によるときは発注者が定め、第41条、第45条又は第46条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受 注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
  - (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第42条又は第43条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であると き。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の100分の 10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第42条又は第43条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の 規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154 号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に 相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防 止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

- 6 第2項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 7 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、 発注者が受注者に支払うべき業務委託料からこれを差し引くことができる。

(談合等不正行為による賠償金)

- 第50条の2 受注者は、この契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、賠償金として、請負代金額の100分の20に相当する額を、第5号に該当するときは、賠償金として、請負代金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、業務が完了した後も同様とする。
- (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。) に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止 法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付 命令を受けなかったとき。
- (3) 第43条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第43条の2第5号に該当したとき。
- (5) 第43条の2第6号に該当したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、 受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の 代表者であった者及び構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、 受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければなら ない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第51条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を発注 者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして 発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
  - (1) 第45条又は第46条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。(契約不適合責任期間等)
- 第52条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第33条第3項又は第4項(第39条においてこれらの 規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受け た日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額 の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時 効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契 約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、 その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、 受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保 険)

第53条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付していると きは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。 (補 則)

第54条 この契約書に定めのない事項については、吹田市水道部会計規程(昭和42年水道事業管理規程 第5号)又は吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)の定めるところに従い、これらの規則に 定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。